

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務実績評価方針及び評価方法について

平成 19 年 3 月 23 日

東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会 決定

平成 20 年 3 月 27 日 一部改正

平成 21 年 3 月 27 日 一部改正

平成 22 年 3 月 30 日 一部改正

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「法人」という。）の業務実績評価は、「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」（平成 20 年 11 月 25 日東京都地方独立行政法人評価委員会幹事会 一部改正）を踏まえ、以下に示す基本方針及び方法により実施する。

1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
- (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- (4) 都民への説明責任を果たす。

2 評価の種類

各事業年度にかかる業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、中期目標期間について最終年度の前一年度に行う評価（以下「事前評価」という。）、及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）により実施する。

3 評価の方法

評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

(1) 業務実績報告

①年度評価

法人は、年度計画に記載されている項目ごとに業務実績を記載するとともに、達成状況を評価項目ごとに別表の評語により評価して業務実績報告書を作成する。業務実績報告書の様式は試験研究分科会が別に指定する。

②事前評価

法人は、中期計画に記載されている項目ごとに業務実績を記載して業務実績報告書を作成する。業務実績報告書の様式は試験研究分科会が別に指定する。

③中期目標期間評価

法人は、中期計画に記載されている項目ごとに業務実績を記載するとともに、達成状況を評価項目ごとに別表の評語により評価して業務実績報告書を作成する。業務実績報告書の様式は試験研究分科会が別に指定する。

なお、以下に掲げる項目を特記事項として記載すること。

【特記事項】

- ①これまでの評価結果を踏まえた改善に向けた取組み
- ②特色ある取組みや特筆すべき優れた実績を上げた取組み
- ③遅滞が生じている取組みやその理由
- ④過年度の実績との数値による対比

(2) 項目別評価

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリング及び各委員の要求により法人が提出する資料を基に検証を行う。

年度評価については、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

事前評価については、中期計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

中期目標期間評価については、中期計画に記載されている各項目の達成状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

②業務実績の評価

年度評価は、業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を評価項目ごとに別表の評語により評価する。

なお、研究に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、組織的・マクロ的な視点で行う。個別研究内容の評価は法人が行っている研究評価（外部評価・内部評価）によることとする。

事前評価は、業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果について、3年間の成果として特に優れた実績を上げているもの、進捗状況からみて計画達成に向けて業務の見直し、改善が必要であるものなど、特記すべき事項について個別に記述する。

中期目標期間評価は、業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、中期計画の達成状況・成果を評価項目ごとに別表の評語により評価する。

(3) 全体評価

①年度評価

項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、以下の例を参考に記述式により評価する。評価にあたっては、当該年度における中期計画の達成度、事業活動による成果の状況、業務運営・財務面を含めた法人の業務全体の状況について、法人の目的に照らし総合的な視点から判断するものとする。また、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な取組みがあれば、当該事項も含めて総合的に評価する。

②事前評価

項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、中期目標期間評価の例を参考に記述式により評価する。評価にあたっては、中期計画の達成度、事業活動による成果の状況、業務運営・財務面を含めた法人の業務全体の状況について、法人の目的に照らし総合

的な視点から判断する。また、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な取組みがあれば、当該事項も含めて総合的に評価する。あわせて、目標達成に向けた課題や次期中期目標に向けて業務の継続の必要性、組織のあり方など検討すべき事項についても意見を付すものとする。

③中期目標期間評価

項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の達成状況について、以下の例を参考に記述式により評価する。評価にあたっては、中期計画の達成度、事業活動による成果の状況、業務運営・財務面を含めた法人の業務全体の状況について、法人の目的に照らし総合的な視点から判断するものとする。また、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な取組みがあれば、当該事項も含めて総合的に評価する。

【年度評価記述例】

- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が特筆すべき進捗状況にある
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が優れた進捗状況にある
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が概ね着実な進捗状況にある
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務の進捗状況に遅れが見られる
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要

【中期目標期間評価記述例】

- ～特筆すべき業務の達成状況にある
- ～優れた業務の達成状況にある
- ～概ね着実な業務の達成状況にある
- ～やや不十分な業務の達成状況にある
- ～不十分な業務の達成状況にある

(4) 評価結果の決定

評価結果の決定は以下のとおり行う。

- ①試験研究分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果（案）を取りまとめる。
- ②評価結果（案）の内容について、法人に事実確認を求めた上で評価結果を決定する。
- ③評価結果については、以下のとおり決定する。
 - (i) 年度評価は、試験研究分科会の議決をもって東京都地方独立行政法人評価委員会の決定とする。
 - (ii) 事前評価は、試験研究分科会において評価結果を決定する。
 - (iii) 中期目標期間評価は、東京都地方独立行政法人評価委員会において評価結果を決定する。
 - ④評価結果を法人に通知するとともに、年度評価及び中期目標期間評価は知事に報告する。

(5) 評価スケジュール

【年度評価、事前評価及び中期目標期間評価】(各事業年度)

事 項	時 期	内 容
年 度 終 了	3月末	○年度事業の終了（法人）
評 価 準 備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実 績 報 告	6月末 (年度終了後、3ヶ月以内に提出)	○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）

【年度評価】(各事業年度)

評 価	7月～8月	○業務実績検証（法人からのヒアリング） ○財務諸表検証 ○評価結果（案）の作成、法人による事実確認 ○評価結果の決定
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

【事前評価】(中期目標期間最終年度の前一年度)

評 価	7月～8月	○業務実績検証（法人からのヒアリング） ○評価結果（案）の作成、法人による事実確認 ○評価結果の決定
報告・公表	9月	○評価結果の法人への通知

【中期目標期間評価】(中期目標期間最終年度の翌年度)

評 価	7月～8月	○業務実績検証（法人からのヒアリング） ○評価結果（案）の作成、法人による事実確認 ○評価結果の決定 (評価決定は、東京都地方独立行政法人評価委員会で行う。)
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

4 その他

本評価方針及び評価方法については、業務実績評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、本分科会の審議を経て改正することができる。